

クラウド型セキュリティサービス調達業務入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるものほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

クラウド型セキュリティサービス調達業務 一式

(2) 調達案件の目的

鳥取県教育委員会（以下「県教委」という）及び県内各市町村教育委員会（以下「各地教委」という）では、県と市町村が共通の教育ネットワークを利用していることから、全県的に利用可能なセキュリティ対策を構築する。

本件調達において、クラウド型のセキュリティサービスを利用して、学習端末がWebページを閲覧する際に情報セキュリティ上の脅威となるマルウェアや危険なプログラムが含まれるWebサイトの閲覧を未然に防止するための情報セキュリティ対策の導入を行うものである。

(3) 調達案件の仕様

クラウド型セキュリティサービス調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 借入期間

納入の日から令和8年3月31日まで

(5) 納入期限

令和3年4月30日

(6) 貸借料の支払方法等

賃借料の支払方法については、各年度の金額を翌年度の4月に支払うこととし、その金額は、契約金額を5で年割にした金額とする。年割した金額に1円未満の端数があるときは、初年度分で調整する。

(7) 契約者

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県知事 平井 伸治

(8) 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。

(3)本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4)本件調達公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5)鳥取県内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。

3 入札の日程及び手続

(1) 日程

基本的な日程及び手続きの流れは以下のとおりである。

- ア 令和3年3月15日（月） 入札説明書等の配布開始
- イ 令和3年3月17日（水） 質問書の提出締切り
- ウ 令和3年3月22日（月） 事前提出物の提出締切り
- エ 令和3年3月24日（水） 事前提出物の審査結果通知
- オ 令和3年3月29日（月） 企画提案書の提出締切り
- カ 令和3年3月30日（火） 頃予定 評価委員会

入札結果については、カの実施後に通知する。

（2）手続等

- ア 入札説明書等の交付方法

令和3年3月15日（月）から同月22日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/giga/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（ア）交付期間及び時間

令和3年3月15日（月）から同月22日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（イ）交付場所

7の（1）アに記載する場所

- イ 交付資料

（ア）入札説明書

（イ）仕様書

（ウ）その他入札参加に必要となる様式

4 入札参加資格確認書の提出

（1）入札参加資格確認書の提出

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認書（様式第1号）を7の（1）アの場所に令和3年3月22日（月）の午後5時までに1部提出すること。

（2）入札参加資格確認書の審査

ア 契約担当部局は（1）により提出された書類を審査の上、その結果を令和3年3月24日（水）までに通知する。

イ アの審査により入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して1日（休日を除く。）以内に、書面（様式自由）によりその理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めるができる期日の翌日から起算して1日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

5 企画提案書等の作成及び提出

（1）企画提案書の作成

ア 企画提案書は、別添1「企画提案書作成要領」及び別添2「企画提案書評価項目」を参照して作成すること。

イ 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法等について、自由に提案することができる。

（2）企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出物

- ア 提出方法

紙及び電子媒体で提出し、持参又は郵送によること。

- イ 提出期限及び提出場所

提出期限 令和3年3月29日（月）午後5時まで

提出場所 7の（1）アに記載する場所

- ウ 提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数	
企画提案書	社名及び代表者印有	紙 1 部
		電子ファイル
	社名及び代表者印無	紙 5 部
		電子ファイル
入札書 (様式第 4 号)	社名及び代表者印有	紙各 1 部ずつ（「第 1 回」、「第 2 回」 及び「第 3 回」分）

(3) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、発注者が電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

(4) 質問の受付及び回答について

ア 質問の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第 2 号）を作成し、電子メールにより 7 の（1）アの場所に令和 3 年 3 月 17 日（水）正午までに提出することとし、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

イ 質問の回答

アの質問及び回答については、令和 3 年 3 月 19 日（金）までにインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/giga/>）で閲覧に供する。

6 企画提案書、入札価格の評価及び落札者の決定方法

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（クラウド型セキュリティサービス調達業務企画提案書評価委員会）（以下「評価委員会」という。）が、別添 2 「企画提案書評価項目」に示す各評価項目の得点を加算する方法により得点（以下「性能点」という。）を算出して行う。性能点の上限は、2000 点とする。なお、必須項目について仕様を満たしていない場合は失格とする。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは行わない。

(3) 入札価格の評価

入札価格については、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。

価格点の上限は 500 点とする。

$$\text{価格点} = 500 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格点は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位表示とする。

ただし、予定価格を超える入札価格は無効とする。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。その場合は、再度入札の入札価格をもって価格点を算出する。

(4) 落札候補者の選定及び落札者の決定通知

ア 評価委員会は、（1）により算定された性能点と（3）により算定された価格点の合計が最も高い者を落札候補者として選定する。

イ 評価委員会は、アの場合において、性能点及び価格点の合計点が最も高い者が 2 人以上あるときは、価格点の高い者を落札候補者として選定する。

ウ ア及びイによっても、なお 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を選定する。

なお、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。なお、当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に係るない職員がくじ番号を記載するものとする。

エ 鳥取県は、評価委員会の選定をもとに落札者を決定し、落札者にその旨を通知する。

(5) 落札者以外の者への通知

ア 鳥取県は、落札者を決定したときは、落札者以外の者に対してその旨を書面で通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式自由）

により、その理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

(6) 契約の締結

落札者として決定した者と契約締結を行う。

(7) その他

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）及び時刻は日本標準時によるものとする。

イ 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。

エ 提出された企画提案書及び入札書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には使用しない。

オ 企画提案書、入札書の受理後の差替え及び追加・削除は認めない。

7 入札方法及び注意事項

(1) 入札手続等

ア 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7613

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

イ 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、アの場所に送付すること。

ウ 入札書の提出期限及び提出場所

5の（2）イに同じ。

なお、郵送による場合は、提出期限までに提出場所へ必着のこと。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札条件等

ア 入札書に記載する額は、仕様書の4「本業務の範囲及び概要」に記載している調達の範囲（以下「調達範囲」という。）に係る経費とすること。

イ 入札者は原則として、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

エ 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

オ 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）

カ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

キ 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒にそれぞれ「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

ク 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。

ただし、入札金額は訂正できない。

- ケ 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- コ 入札書の様式は様式第4号のとおりとする。委任状の様式は様式第3号を提出すること。
- サ 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本件公告に掲げる競争入札参加資格のない者のした入札
- イ 事前提出物等及び企画提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札
- ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- エ 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- オ 委任状のない代理人の入札
- カ 記名のない入札書による入札
- キ 入札書の金額、氏名、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- ク 会計法令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

- ア 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- イ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。

8 その他

(1) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、発注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利

益を与えること。

(才) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知り

ながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 再委託の禁止

再委託は禁止する。

(3) 鳥取県議会令和3年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。